

議案第 4 号 定款の一部改正（案）について

公益社団法人北海道社会福祉士会定款の一部改正（新旧対照表）

改正案	現行
第 1 条～第 7 条 略 （任意退会） 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。 2 退会しようとする者は、所定の手続きを行うものとする。 <u>3 前 2 項にかかわらず、苦情を申立てられた者は、倫理委員会、理事会、総会等でその処分の審査及び審議が終わるまでは任意に退会することができない。</u> （除名） 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 （1） この定款その他の規則に違反したとき。 （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。 （資格の喪失） 第 1 0 条 前 2 条の場合のほか、会員（第 3 号及び第 4 号に掲げる場合にあつては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至	第 1 条～第 7 条 略 （任意退会） 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。 2 退会しようとする者は、所定の手続きを行うものとする。 （除名） 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 （1） この定款その他の規則に違反したとき。 （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。 （資格の喪失） 第 1 0 条 前 2 条の場合のほか、会員（第 3 号及び第 4 号に掲げる場合にあつては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至

ったときは、その資格を喪失する。 (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 (2) 死亡し、又は解散したとき。 (3) 社会福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (4) 社会福祉士法第33条の規定により、登録を消除されたとき。 (5) 第7条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。 (6) すべての会員が同意したとき。 <u>2 会員が前2条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</u> 第11条～第48条 略 <u>附 則</u> <u>1 この改正定款は、2018年6月23日から施行する。</u>	ったときは、その資格を喪失する。 (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 (2) 死亡し、又は解散したとき。 (3) 社会福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。 (4) 社会福祉士法第33条の規定により、登録を消除されたとき。 (5) 第7条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。 (6) すべての会員が同意したとき。 第11条～第48条 略
--	--

(改正の理由)

- 1 本会会員に対する苦情などの申立てが本会に持ち込まれたとき、苦情等に関する審査・審議を行う必要がある。
- 2 現行の定款ではいずれの時点においても任意に退会できるため、苦情申し立てに係る審査・審議を行う途中でも任意に退会することができる。
- 3 社会福祉士の職能団体としての責務を果たすために、苦情申し立てに係る審査及び審議が終わるまで任意退会の一部を制限するため改正を行うものである。